

IV. 計画の推進体制

基本計画を円滑に推進するに当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村、県がそれぞれ連携・協働のもと、総合的・横断的に取り組んでいきます。

1. 千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会

男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進のため設置している「千葉県男女共同参画推進懇話会」の下に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会」を設置し、年度ごとに施策の実施状況について検証するとともに、基本計画の見直しに向け、検討を行います。

2. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議

配偶者からの暴力や児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体で組織する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」及びその実務者会議において、連絡調整や情報の共有化を図ることにより、基本計画を効果的に推進します。

3. DV被害者支援活動団体連絡会議

県内でDV被害者の支援を行っている民間支援団体と県で組織する「DV被害者支援活動団体連絡会議」を定期的を開催し、情報交換を行います。また、各団体からの意見を、以降の施策や基本計画の見直しに反映していきます。

4. 市町村DV対策担当課長会議

県内の市町村のDV対策担当課長による「市町村DV対策担当課長会議」を開催し、情報交換等を行い、DV対策に係る共通認識を図ることにより、基本計画に係る施策を推進します。